

第23期 第1回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和7年5月15日（木）午後1時30分
- 2 場 所 青森市新町1丁目11-22
ウェディングプラザアラスカ 2階「ガーネットの間」
- 3 出席者

区 分	職 名	氏 名	
委 員	会 長	堀 内 精 二	
	委 員	富 田 重 基	
	〃	古 川 今日志	
	〃	川 山 光 則	
	〃	田 村 義 夫	
	〃	柴 田 武 信	
	〃	黒 滝 洋 子	
	〃	伊 藤 大 作	
	〃	山 縣 勝 彦	
	〃	菊 谷 尚 久	
	〃	東 信 行	
	〃	竹ヶ原 公	
	(欠席委員)		
会長代理		立 石 政 男	
委 員		尾 野 明 彦	
〃		永 瀬 めぐみ	
県 側	水産振興課	副 参 事	野 月 浩
	〃	総括主幹	山 田 嘉 暢
	〃	総括主幹	浅 岡 宏 昭
	〃	主 幹	田 澤 亮
	鱈ヶ沢水産事務所	所 長	田 村 直 明
むつ水産事務所	総括主幹	相 坂 幸 二	
事 務 局	事務局長		三 橋 潤一郎
	主幹専門員		長谷川 清
	技 師		傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された

議案第2号：西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について

→原案どおり委員会指示を発動することに決定された

議案第3号：西部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について

→原案どおり承認することに決定された

議案第4号：西部海区漁業調整委員会指示に基づく自家用釣餌用いか釣り漁業の新規操業承認について

→原案どおり承認することに決定された

5 議事の経過

堀内会長

それでは、ただ今から、第23期第1回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

また、本日は、第23期最初の委員会となりますが、委員の皆様には漁業の現場で起こっている様々な課題について、それぞれの立場で御議論をいただくとともに、委員会設置の趣旨であります、水面の総合的な利用と漁業生産力の発展のため、委員会の円滑な運営に御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案4件、報告事項3件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思っておりますが、これまでの慣例により、私からの指名でよろしいでしょうか。

委員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、
富田委員と古川委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3
項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、
詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号につきまして、県の方から補足説明させていただきま
す。

最初に、今期、第23期の最初の委員会ということで説明させていただきますけど

も、資料を1枚めくっていただきまして、2ページ目の方を御覧いただければと思います。横向きのページでございます。

そのページの一番上に記載しているとおり、この制限措置については、漁業法58条に読み替えて準用する法第42条の規定に基づき青森県漁業調整規則4条1項第8号に掲げる知事許可が必要な漁業種類については、同規則12条が掲げる制限措置等を定め、こちらは、いわば募集要項と呼ばれているものですが、これを県知事が定めて公示することとなっているんですけども。その公示をする前に、今回であればこちら、西部海区漁業調整委員会の方に意見を聴くということとされておりますので、今般、諮問させていただいているところでございます。

それでは、内容の方に入りまして、順次説明させていただきます。

2ページ目ですが、まず最初にこちらは、めばる固定式刺し網漁業でございます。

先ほど申し上げましたとおり、制限措置の内容としては、表の方の上の方に記載してある項目、例えば、左側の方から、漁業種類であるとか、許可すべき船舶等の数、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期と漁業を営む者の資格であるとか申請期間、それから備考というふうになってございます。

各漁業種類等について説明させていただきます。

めばる固定式刺し網漁業なんですけども、こちらは、上中下の3段に分かれています。上段が18隻、中段が3隻、下段が1隻になっております。

具体的には、漁業を営む漁業者の資格の欄に記載されていますとおり、住所を申請する、ここに書いてあります、住所を申請予定者の資格としており、当該18の漁協の組合員の漁業者ということ想定しています。

というような内容が2ページ目のめばる固定式刺し網漁業の制限措置案でございます。

こちらが、2ページですが、続きまして4ページ目の方を御覧いただければと思います。

4ページの漁業種別が、ひらめ固定式刺し網漁業でございます。こちらの中身についての漁業を営む漁業者の資格としては、深浦町に住所を有する者ということですが、具体的には、深浦町漁協の組合員の1隻というのを想定しているというところでございます。こちらが4ページ目ですが、

5ページ目の方に目を移していただきまして、5ページ目が、こちらは、くるまえびの固定式刺し網漁業でございます。

こちらが3段に分かれておりまして、上段の方から、つがる市に住所を有する者として、車力漁協の組合員での4隻

中段が、鯨ヶ沢町に住所を有する者として、鯨ヶ沢町漁協の組合員で6隻

下段が、新深浦町漁協の組合員14隻となっております。

区域は、上段では、右の欄の1のところですが、車力漁協の共同漁業権漁場、

失礼しました、操業区域の欄です。車力の部分については、1として、共同漁業権内の漁場でございます。

2としては、おおよそこちらは、七里長浜沖の漁場ということで、中段と下段は、そのうち、共同漁業権漁場を除いたものというふうになってございます。

こちらが5ページ目でございます。

続きまして6ページ目を御覧いただければと思いますけども。

こちらは、かれい固定式刺し網漁業でございます。

この漁業は、3年ごとの一斉更新ということで、既に昨年5月に諮問させていただいているところなんですけども、実際は、令和6年の8月から令和9年7月までの3年間の許可期間となっているんですけども、今回、その追加分としての制限措置の設定でございます。

こちらの上段の方は、蓬田村漁協での1隻

下段が青森市漁協での1隻が追加の制限措置ということになってございます。

6ページ目は以上です。

続いて、7ページ目を御覧いただければと、7ページから8ページ目を御覧いただければと思います。

こちらが、あまだい片側留刺し網漁業でございます。

許可すべき船舶の数は7隻で、漁業を営む者の資格は、深浦町に住所を有する者としており、新深浦町漁協の漁業者を想定してございます。

8ページなんですけども、こちらと同じ漁業なんですけども、こちらは、新深浦町漁協なんですけども、岩崎支所の部分の組合員の8隻ということ想定しているという内容の制限措置案ということになってございます。

続いて、下の9ページ目から11ページ目を御覧いただければと思います。

こちらが、えびかご漁業でございます。

漁業を営む者の資格で、中泊町に住所を有する者ということで、小泊漁協の組合員の1隻を予定してございます。

こちらが9ページ目ということになります。

引き続き、10ページ、11ページ目に引き続きまして、12ページ、最後のページなんですけども。こちらを御覧いただければと思いますが。

こちらが、うに・ほや・さざえの潜水器漁業でございます。

操業区域は、西共第45号共同漁業権漁場ということで、竜飛今別漁協の共同漁業権漁場ということでございます。この漁業権者である漁協の1名に対して、潜水器漁業を営むということの内容の制限措置となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくしお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には、挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

皆様、御質問、御意見はありませんか。

柴田委員

5ページのくるまえびの固定式刺し網漁業なんですけども。これって、年間、どれぐらいの実績があるものか分かりますか。

堀内会長

県の方で、どうぞ。

水産振興課 野月副参事

年間の実績、漁業期間、漁期が7月1日から8月31日までの2か月ということなんですけども、今、手元の方には資料がないので、追ってお知らせしたいと思いますが、いかがでしょうか。

堀内会長

大丈夫ですか。

柴田委員

はい。

堀内会長

その他、御質問、御意見はありませんでしょうか。

川山委員

県の方に質問ですけども、めばるの刺し網のことで。

昨年度と変わったところはないでしょうか。

水産振興課 野月副参事

基本的な、制限措置の内容については、ざっと見ていただければと思いますけども、一番最初のページですけども。操業区域及び漁期、それから漁港の各種条件につきましては、基本的には変わってございません。

川山委員

変わっていない。

はい、分かりました。

堀内会長

その他、御質問、御意見はありませんですか。

御質問、御意見がないようですので、それでは、議案第1号については、諮問のとおりに決定したいと思います。御異議ございませんか。

委員

(「ありません」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第1号「漁業の許可制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任、お願いいたします。

次に議案第2号「西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

それでは御説明いたします。

日本海沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業につきましては、各種漁業間の漁場の競争、漁具被害が発生するなど、操業上のトラブルが発生したという経緯がございます。平成18年からは、届出制による操業制限の指示、平成21年からは承認制による操業制限の指示を1年ごとに発動してきているものでございます。

議案第2号資料の1を御覧ください。

これは、青森県農林水産部長から西部海区委員会会長あての委員会指示の発動依頼文でございます。

昨年と同じ内容により発動を求めるというものでございます。

2ページ目以降は、この委員会指示の案、それからまぐろはえなわ漁業承認事務取扱要領案となっております。

なお、資料の一番後ろ、17ページの方には、西北水産振興会会長から知事あての発動依頼が添付されております。

続いて、議案第2号の資料2を御覧ください。

同じように西北水産振興会会長から西部海区委員会会長あての依頼文でございます。これも、昨年と同様の内容となっております。

令和7年度漁期においても関係漁業者間の協定が締結されたということを踏まえて依頼があったものでございます。

なお、秋田県の船の漁業につきましても、これまで同様の配慮を踏まえた要請となっております。

資料2の3ページ目以降につきましては、操業協定書が付いておりますが、昨年と同じ内容となっております。9ページにございます操業の図面、それから、これに記載された操業海域、操業時期も昨年と同じというものになっております。

10ページから11ページにつきましては、今年の5月9日付けで本協定が締結されたということを示す協定当事者の記名・押印がございました。

それから資料2の最後、12ページでございますが、協定当事者のうち、西北水産振興会と青森県日本海機船底曳網漁業者会で取り交わした覚書となっておりますが、本協定で定められている誓約書を西北水産振興会に提出させるという内容となっております。

以上を踏まえまして、議案第2号資料3の方で西部海区委員会の指示案を示しております。

前段を読み上げます。

西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示
青森県西部海区漁業調整委員会指示第〇号

青森県西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和7年5月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二

以下、操業の制限、制限期間、承認期間、対象者の実績、指示の有効期間と定めておりますが、これは全て昨年のもので年次を1年更新したものとなっております。

続いて、資料4の方を御覧ください。

令和7年度の当該漁業に係る承認事務の取扱要領案となっておりますが、これにつきましても、県からの依頼内容どおり、また、指示の有効期間の年次を1年更新した以外は、昨年と同じ内容となっております。

最後に参考資料の方を御覧ください。

日本海沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の漁獲実績をまとめたものでございます。

表1の方は6年度実績、その下にある図1は漁協別の漁獲量、図2は月別の漁獲量をグラフに示したものでございます。

県内船につきましては、昨年と同じ6漁協の所属漁船70隻に承認いたしまして、このうち漁獲実績があったのが61隻、その水揚げは約91トンという実績となっております。

県外船は、秋田県漁協の所属船15隻に承認し、うち14隻が操業、その水揚げは

約21トンとなっております。

表2につきましては、平成30年度からの実績を示したもので、その下の図3は、それをグラフにしたものでございます。

説明の方は以上なんですが、なお、指示の公示にあたり内容に変更のない字句の修正等がありましたら事務局に一任としていただくよう、加えてお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

堀内会長

県から補足等があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

県の方から補足説明はありません。

よろしくお願いいたします。

堀内会長

事務局及び県からの御説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

皆さん、御質問、御意見等はないでしょうか。

委員

(「なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、他に御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、皆さん、御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第2号「西部海区管内(日本海沖合海域)におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について」は、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、指示にあたって若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

次に議案第3号「西部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

それでは、議案第3号につきまして説明いたします。

いか釣りの承認漁業における相続、承継、代船等に当たらない新規操業承認につきましては、資料4の方にあります、青森県沖合海域におけるいか釣り漁業等の操業承認対象者等についての内規において、委員会の会議に付し、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当するかを御審議いただく必要があるとされております。

ただし、東部海区管内で前年度承認実績のある者の場合は、県全体の承認実績数の増加に該当しないため、委員会の審議を不要とするというふうに定められております。

去る2月5日付けで発動されました委員会指示に基づき、今回、資料1及び資料2のとおり、佐井村漁協及び奥戸漁協から、それぞれ1件の新規の申請がありました。添付された申請理由書から、いずれも漁業経営の安定を理由とするもので、また、漁協からの副申により、着実な操業と、それによる本県の地域活性化が見込まれると推察されるところでございます。

資料3を御覧願います。

令和6年度いか釣り承認件数と本年度の申請件数をまとめたものでございます。

県内船につきましては、表の中ごろの一番下、152隻の申請がございました。

また、本資料には記載がありませんが、東部委員会分では251隻の申請がありまして、加えて県全体で403隻の申請、これは、内規で定めております490隻以内でございます。

また、2の県外の方でございますが、県外船は西部海区で9隻の申請があり、東部委員会分9隻を加え計18隻で枠数の70隻以内に留まる状況となっております。

以上のことから、事務局といたしましては、今回の申請について、水揚げを通して地域の活性化など、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当すると判断できるということで承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議をお願いいたします。

堀内会長

それでは、県から補足等があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

県の方からの補足説明はございません。

よろしくをお願いいたします。

堀内会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見がありましたらお願いします。

皆さん、御質問、御意見はありませんでしょうか。

委員

（「ありません」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第3号について、今回の新規申請については、操業を認めることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第3号「西部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」は、申請どおり承認することに決定いたします。

次に議案第4号「西部海区漁業調整委員会指示に基づく自家用釣餌用いか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

それでは、御説明いたします。

自家用釣餌用いか釣り漁業における新規操業承認については、本業とするいか釣り漁業と同様に委員会の内規において、委員会の会議に付して御審議する必要があるとされております。

去る2月5日付けで発動された委員会指示に基づき、今回、資料1及び資料2のとおり、風合瀬漁協及び大畑町漁協から新規の申請がそれぞれ1件ございました。

事務局といたしましては、自家用釣餌用に釣られるするめいかは少量であり、資源に影響を与えるものではないこと。また、沿岸漁業の振興等を考慮すれば、事情やむを得ないものとして承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくをお願いいたします。

堀内会長

県の方から補足等があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

県の方からの補足説明はございません。

よろしくお願ひいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの御説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見がありましたらお願いします。

皆さん、何か御質問、御意見はないでしょうか。

委員

(「ありません」の声あり。)

堀内会長

それでは、今回の申請について承認することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第4号「西部海区漁業調整委員会指示に基づく自家用釣餌用いか釣り漁業の新規操業承認について」は、申請どおり承認することに決定いたします。

それでは、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①「知事管理漁獲可能量の変更について(青森県くろまぐろ(小型魚)漁業及び青森県くろまぐろ(大型魚)漁業)」を県から報告をお願いいたします。

水産振興課 山田総括主幹

県水産振興課の山田です。

着座にて御報告させていただきます。

それでは、特定水産資源であるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について、御報告させていただきます。

お配りしております報告事項①資料を御覧ください。

令和7年3月14日付けでは、県は漁業法第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。3月14日付けで公表した変更内容の概要につきましては、30キログラム未満の小型魚が322.7トンから5.5トン減りまして317.2トン。30キログラム以上の大型魚が642.4トンから29.6トン減って612.8トンとなっております。

これは、国からの要望調査がありまして、協定管理委員会の照会に対する回答を受けて、国の調整等に基づき、消化の見込みのない本県の漁獲可能量を他の都道府県に

譲渡したものです。

なお、これらの計画の変更については、漁業法第16条第5項で準用する同条第2項の規定に基づきまして、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため協定に基づく管理委員会等、関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会の事前諮問をせずに手続きし、手続き後、報告する旨、令和7年1月15日付け、青水振第1252号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

以上です。

堀内会長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

川山委員

これは、報告だはんでんだけども、なしにそう減ったか、私、ちょっと分からないんだけども。分からない？

漁獲量、くろまぐろの、ちょっと減っているけども、報告だはんで、何もあれだばって。何で減ったか、皆さん、分かりますか？分かるよね。

水産振興課 山田総括主幹

消化できなかったっていう。

川山委員

獲る量が無かったということ？

水産振興課 山田総括主幹

消化できなかった。

川山委員

そうですか。分かりました。

堀内会長

補足ですが、他県の方に融通したということで、数字が減ってということだと思います。

何か、その他、御質問はないでしょうか。

それでは、他に御質問はないようですので、続いて②の「令和7年度年間計画について」を事務局から報告をお願いします。

三橋事務局長

それでは、報告事項②の資料、令和7年度年間計画を御覧ください。

表の方は、縦に3列となっております、東部、西部、内水面と並んでおりますが、中、太枠で囲んで色が付いている部分が西部海区となっております。

年間で委員会11回の予定をしております。これは、漁業の許可の制限措置及び特定水産資源に係る議案のためでございます、水産振興課の方の漁業管理グループ、栽培資源管理グループと現時点ですり合わせしたものでございます。

これでいきますと、今月5月から3月まで、毎月委員会があるということになります。

これに加えまして、他の諮問、それから報告などもありますので、場合によっては、緊急に開催するというものもあるかもしれませんが、現時点での予定は表のとおりとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。

堀内会長

ただ今、事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

他に御質問はないようですので、続いて③の「令和7年度農林水産関係職員の配置について」を事務局から報告をお願いします。

三橋事務局長

それでは、報告事項③の資料を御覧ください。

令和7年度農林水産部関係職員の配置でございます。

農林水産部長、それから農林水産部次長につきましては、異動はございませんでした。

水産局でございますが、局長が種市正之氏に異動になり、また、水産振興課は石戸課長、清藤課長代理に、漁港漁場整備課は吉澤課長に異動となっております。

その他は資料のとおりでございますので、後ほど御覧いただくようお願いいたします。

事務局からの報告は以上でございます。

堀内会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

御質問等がないようですので、それでは、本日本日予定していた議事を全て終了し、以上をもちまして、第23期第1回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後2時16分